

小牧市災害廃棄物処理計画（概要版）

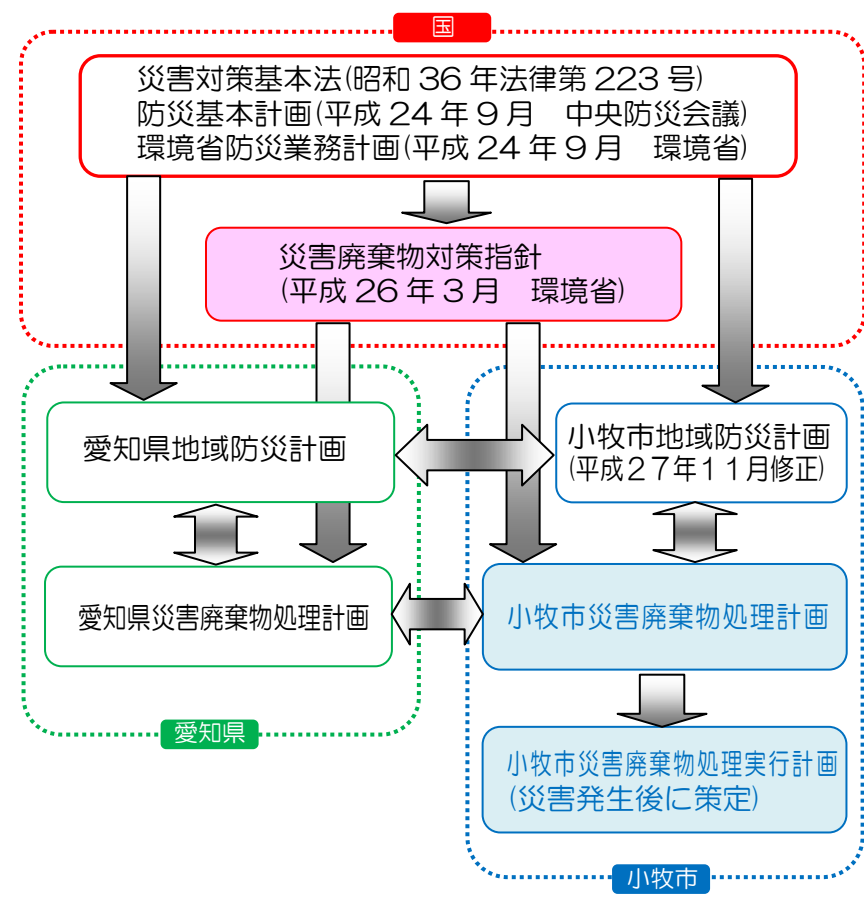
1 計画の概要

目的

小牧市地域防災計画を補完し、そこで想定される災害等に対する事前の体制整備を中心とし、市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進するため、東日本大震災における災害廃棄物の経験を踏まえて策定するものです。

位置付け

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」に基づき、「小牧市地域防災計画」や「愛知県災害廃棄物処理計画」等との整合を図り策定するものです。



対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害と風水害とに区分し、特に地震災害は広範囲に被害を与え、廃棄物が多く発生するものとして、愛知県災害廃棄物処理計画に基づき、南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」を想定災害とします。

南海トラフ巨大地震



対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする廃棄物等は、「被災者の生活に伴う廃棄物」及び「災害によって発生する廃棄物等」に大別し、収集後の中間処理や再生利用を考慮して、以下のとおり選別します。

区分	説明
被災者の生活に伴う廃棄物	家庭や避難所から発生する廃棄物(生活ごみや避難所ごみ、粗大ごみ、し尿等)
災害によって発生する廃棄物等	地震や火災に伴って発生する廃棄物(可燃物、コンクリートがら、廃家電、有害廃棄物等)

処理の業務概要

■初動期(発災後～7日程度)

- ・組織体制の整備
- ・被害状況の把握(収集・運搬ルート、廃棄物処理施設等)
- ・県への報告
- ・自衛隊、警察等への応援要請
- ・通行障害となっている災害廃棄物の撤去
- ・仮設トイレの設置
- ・避難所ごみ・し尿の収集運搬、処理
- ・市民等への啓発・広報

■応急対応(発災後3週間程度まで)

- ・災害廃棄物の発生量推計
- ・災害廃棄物処理実行計画の策定
- ・災害廃棄物処理補助事業のための報告書等作成
- ・一次仮置場の設置
- ・倒壊の危険性のある建物の優先解体
- ・生活ごみの収集体制の確立
- ・腐敗性廃棄物の優先的処理
- ・解体・撤去等の各種相談窓口の設置
- ・ボランティア等の支援の受入開始
- ・市民等への啓発・広報

■応急対応(発災後3か月程度まで)

- ・災害廃棄物の収集運搬、撤去
- ・二次仮置場の設置
- ※プロポーザルによる業者選定
- ※環境モニタリング等の実施
- ・解体・撤去の開始

■復旧・復興(発災後3年程度まで)

- ・災害廃棄物の処理
- ・仮置場の現状復帰
- ※環境モニタリング等の実施
- ・仮設トイレの撤去
- ・国庫補助金の申請

2 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の発生量と処理期間

■災害廃棄物の発生量

●被災者の生活に伴う廃棄物

(1)生活ごみ・避難所ごみ

愛知県の「災害廃棄物処理計画」では、発災前と発災後で発生量の増減はないと推計しているため、本市も同様に発生量を見込みます。

(2)粗大ごみ等

粗大ごみ等についても、愛知県の「災害廃棄物処理計画」では、発災から3カ月間で通常時の3.3倍、発災から1年間で1.7倍に増加したとされているため、本市も同様に発生量を見込みます。

●災害によって発生する廃棄物等

災害廃棄物の発生量については、平成27年7月に愛知県が算定した「市町村別災害廃棄物発生量推計」によるものとします。

区分・品目等		発生量(t)	処理方法
災害廃棄物の発生量		26,701	
選別前	可燃物	3,196	
	不燃物	23,505	
選別後	可燃系混合物	2,311	ごみ溶融施設にて処理 最終処分場にて埋立処分
	不燃系混合物	2,476	
	柱角材	279	民間施設にて資源化
	コンクリート	20,380	
	金属	1,256	
	分別土砂	0	
仮置場の必要面積(m ²)			7,231

■災害廃棄物の処理期間

(1)概ね半年以内

被災地域のうち、生活域近辺からの「災害によって発生する廃棄物」を全て仮置場へ移動します。

(2)概ね3年以内

処理完了を目標とし、可能な限り早期の完了を目指します。

収集運搬

■災害発生時は、避難所が開設され、避難された方の生活ごみが排出されます。これらの収集は、原則として、平常時のごみ収集ルートとし、ごみの分別区分についても平常時と同様とします。

■収集ルートについては、平常時と同様としますが、道路の不通や渋滞等により平常時より収集効率が低下する恐れがある場合は、収集車の増車やルート分割などの対応策を検討します。

■ごみの分別区分についても、平常時と同様としますが、災害発生直後の応急時はその重要度を考慮して、可燃ごみを優先的に収集するため、一時的に資源の収集の休止や分別区分の変更も検討します。

■事業系ごみについては、平常時と同様に許可業者による収集を基本とします。

仮置場

■平常時において市有地等（公園・緑地・グラウンド等）のオープンスペースのうち、一定規模以上のものを対象としてリストアップし、発災後の被災状況に合わせて、他の利用用途と調整し、仮置場を設置します。
なお、被害状況によっては、一次及び二次仮置場の機能を集約して、設置する場合があります。

住民用仮置場	・被災者が災害によって発生する廃棄物を自ら持ち込むことができる場所として設置します。
一次仮置場	・災害廃棄物の処理を行うまでの保管、また、輸送効率を高めるための積替え拠点として設置し、前処理（粗分別）の機能を持ちます。
二次仮置場	・各仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別等の処理を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置します。

再生処理

■最終処分場の埋立量を極力削減するため、災害廃棄物を柱角材、コンクリート、金属、混合廃棄物（不燃物等）等に分別し、再生利用を図り、災害廃棄物発生量のうち、約8割をリサイクルします。

最終処分

■災害廃棄物をできる限り選別し、再生利用しますが、再生利用が困難なものは埋立処分を行います。

■想定する埋立処分量は、不燃系混合物2,476tです。小牧岩倉エコルセンターが試算する処理可能量は、約41,000t（約28,000m³）となっているため、災害廃棄物の埋立処理に伴う影響はないものと考えます。

し尿処理

し尿の発生量

■愛知県の「災害廃棄物処理計画」では、発災1週間後で通常時の約10倍、発災1か月後で通常時の約3倍の発生量を見込んでいるため、本市も同様に発生量を見込みます。

し尿の収集運搬

■原則として、平常作業と並行して避難所等の収集を行うこととしますが、被災状況に応じて平常作業を一時的に中止して、避難所等の収集を優先して行います。

■仮設トイレの設置状況に応じて、1か月程度は、仮設トイレの収集を優先するため、通常時に浄化槽汚泥を収集している車両の協力も得られるよう体制を整備します。